

令和4年度の事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 風の家

1 事業の成果

経常収益は36,048,049円で前同30,517,144円に比べ5,530,905円の増益であった。

会費は正会員は15人で45,000円、個人賛助会員は7人（内1人3口）で9,000円、企業賛助会員は3社で15,000円で、合計69,000円であった。

寄付を29名の方々から601,000円頂きました。厚く御礼申し上げます。

助成金及び委託料、補助金は日工組1,000千円、職業安定助成1,140千円、NHK厚生文化事業団360千円、更生保護協会70千円、日本自立準備ホーム協議会100千円、更生保護8,633千円、一時生活支援事業7,174千円、生活保護2,074千円、Ⅲ型事業10,210千円、居住支援事業3,659千円であった。

事業費と管理費合わせた主な費用は、人件費20,977（前同17,943）千円、家賃4,008千円、光熱水費1,603（前同1,230）千円、食材費2,569（前同2,362）千円、リース料1,618（前同1,439）千円であった。

経常費用は計33,986,030円で前期（29,200,078円）に比べ4,785,952円増加していた。当期正味財産増減額は2,062,016円（前同1,317,061円）、前期繰越正味財産額は3,304,996円、次期繰越正味財産額は5,367,012円であった。

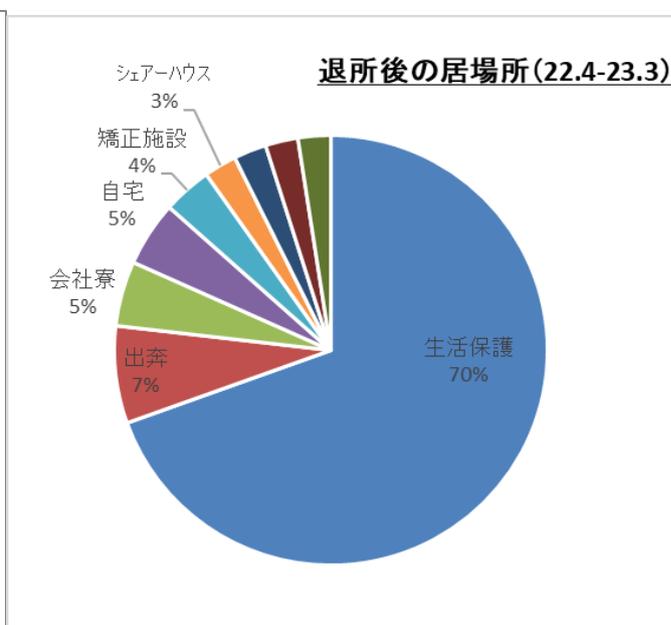
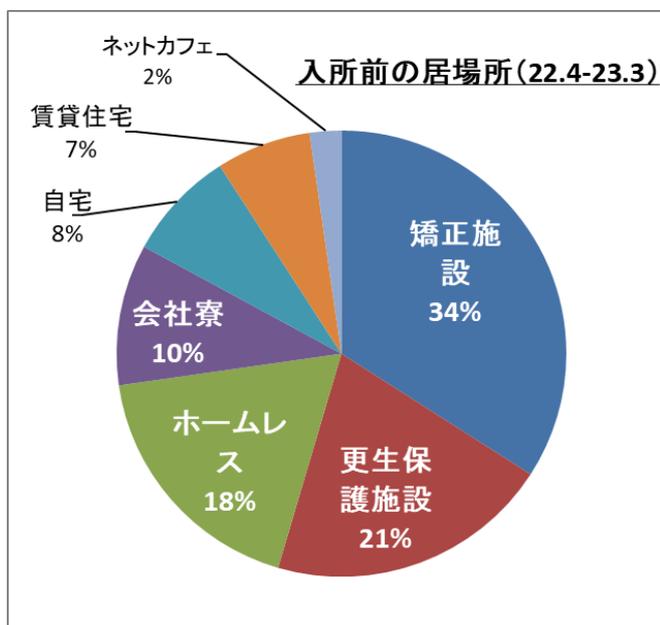
（1）社会復帰支援事業

風の家では矯正施設を出て行く先のない人や生活に困窮している人たちに、社会復帰するまで一時的に宿所や食事を提供する支援を行っている。宿所は最大13人が宿泊でき、その内3室は広島市の一時生活支援事業で使用し、その他は保護観察所や家庭裁判所、くらしサポートセンター、市の生活保護あるいは本人の希望で宿泊できる施設としている。

風の家宿泊施設の利用状況

	宿泊実人数	延宿泊日数	1人当たりの宿泊日数	1日平均宿泊人数	宿泊施設稼働率
令和4年度	95人	3,793日	39.9日/人	10.4人/日	79.9%
令和3年度	103人	3,801日	36.9日/人	10.4人/日	80.1%
令和2年度	113人	3,776日	33.4日/人	10.3人/日	79.6%

令和4年度の宿所利用状況は上表の通りである。年間を通じ95人が利用、延べ宿泊日数は3,793日、1人当たりの宿泊日数は39.9日、1日平均宿泊者数は10.4人、稼働率は79.9%であった。最長



宿泊者は227日が1人（令和3年度は365日1人）、3ヶ月を越えて宿泊したのは5人（同7人）であった。

入所前の居場所(前ページ左図)は矯正施設が34%、更生保護施設が21%、ホームレス18%、会社寮10%他であった。

退所後の居場所（前ページ右図）は生活保護受給者が70%で群を抜き後は会社寮5%、自宅へ帰った人5%、矯正施設へ戻った人が4%等であった。

（2）地域活動支援Ⅲ型事業（作業所）

今年度運営費の当初予算は9,576,000円としたが、新型コロナの影響もあり、年間の総出席日数は2442日で前年度の2,599日に比べ157日減少していた。個人別に年間で見ると出席日数が増加した人は4名、変動なし8名、減少6名、1~2日出席者11名と全体に減少傾向となっていた。新規登録者が13名いたが、3月迄通所していたのは4名で来期の継続については不明である。

最終登録者数は30人（前同24人）及び月平均在籍者数は25.0人（前同20.4人）、1日当たりの通所者数は9.1人（前同9.6人）と今期も10人を上回れなかった。これにより特別会計（工賃関係）決算は9,279,600円となり当初に比べ296,400円の減額となった。業者からの発注金額は967,501円で前年度（985,632円）に比べ新生印刷を除き減少しトータルで18,131円の減収であった。また発注が無かった業者があった。

今年度の登録者数は例年に比べ少なくはなかったが、一人当たりの出席日数が少なかったため、全体に低い数字となった。令和5年度は新規登録者及び通所日数の増加を促進し1日の平均通所者数10人以上を目指したい。

（3）外部機関との連携

- ①広島保護観察所の自立準備ホームとして受託
- ②家庭裁判所より少年の補導受託
- ③広島市健康福祉局保護自立支援課から委託される一時生活支援事業の受託
- ④広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課の地域活動支援センターⅢ型事業の受託
- ⑤訪問看護はと
- ⑥江波地域包括支援センター
- ⑦悠悠タウン江波
- ⑧株式会社おうち

（4）近隣住民との交流

10月 秋まつり（住民の方々と一緒に秋祭りのしめ縄を飾る手伝い）実施

12月 餅つき：杵と臼を借り、ついた餅を近所の方々に配布

配布先：

1月 お茶会（於：食堂）

（5）居住支援法人

1. 広島県より住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する事業計画との認可通知書受領
2. 居住支援法人活動支援事業補助金交付申請書提出
3. 補助金交付決定通知者受領
4. 基本項目：入居前相談支援（加算：刑務所出所者向け支援）、入居中の居住支援（見守り・入居後相談、生活指導）
5. 特定加算項目：
 - i. 孤独・孤立対策に資する入居中の見守りや生活相談・就労との活動
 - ii. 入居中の居住支援を他団体と連携して実施
 - iii. 緊急連絡先の引受の実施（無償の場合に限る）
6. 3/22 補助金 3,659,000円受領

(6) その他

- 4月28日 日工組社会安全研究財団より宿所提供事業の管理費として助成金 100 万円受領
- 6月14日 4階シャワー室排水詰まり修理 35,860 円
- 6月23日 1階奥左隅にあった受水槽の撤去し、屋上にある貯水槽に直接送水する給水管直結工事。自費 700,000 円
- 8月2日 広島県更生保護協会 助成金7万円受取。会議室用机1台(51,590円)と椅子6脚(44,154円)購入
- 8月10日～3月31日 日本NPOセンター主催によるデジタル基盤強化プログラムに参加。参加費 15,000 円。社内のデジタルネットワークとデータベースの構築による業務の効率化を図るのが目的。NASへのデータ保存と Kintone によるデータを共有し見える化できコミュニケーションもできるとのことで導入したが、データの保存に関しては完成したが Kintone の活用は道半ばとなっている。
- 8月26日 丸紅基金「密を軽減するための宿泊施設の改修」助成金 130 万円（昨年 12 月受領）で4階の宿泊施設を6人部屋から2人部屋2室へ改装 1,440,000 円
- 8月26日 7月1日に受領のNHK厚生文化事業団の「わかば基金」360,000 円で1階受水槽を撤去し会議室に改装 375,000 円
- 1月23日 2階男性用トイレ便座交換 18,502 円
- 2月7日 2階トイレ詰まり除去 19,690 円

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位： 千円)
(1) 生活支援事業	ア. 規則正しい生活習慣を持続するための指導・助言 イ. 金銭管理に関する援助・指導・助言 ウ. 役所等諸手続きに関する援助・助言 エ. 健康管理に関する指導・助言 オ. 住居に関する援助・指導・助言 カ. 食生活に関する指導・助言 キ. 整容に関する指導・助言	(A)毎日あるいは必要に応じ実施 (B)舟入本町 17-8 (C)職員 1 人/日 経理事務員 1 人/日 調理員 1 人/日 宿直員 1 人/日	(D)矯正施設出所者及び生活困窮者、風の家利用者 (E)100 人/年	2,385
(2) 就労支援事業	ア. 就労移行支援活動 イ. 就労定着(継続)支援活動 ウ. 就労支援講座及び座談会の開講 エ. ボランティア活動への参加 オ. 作業所の運営	(A)5 回/週 (B)舟入本町 17-8 (C)職員 2 人/回 調理員 1 人/日	(D)矯正施設出所者及び風の家利用者 (E)2~3 人/週	3,392

(3) 教育的心理的支援事業	ア. 個別カウンセリング・心理療法の実施 イ. 集団心理療法の実施 ウ. 学習指導 エ. 進路指導 オ. 集団行事の開催	(A)ア. 20回/月 イ、ウ、エ. 適宜 オ. 20回/年 (B)ア～オ. 舟入本町17-8 オ. 施設内、近隣、近郊 (C) ア、ウ、エ. 職員1人 ア. 臨床心理士1人 オ. 職員、調理員各1人	(D) 矯正施設出所者及び風の家利用者等 (E) ア、エ. 10～25人/月	4,335
(4) 宿所提供事業	ア. 長期・短期宿泊サービス イ. 給食サービス ウ. 生活指導	(A)24時間/365日 (B)舟入本町17-8 (C)職員1人/日 調理員1人/日 宿直員1人/日	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者 (E)ア. 100人/年	10,242
(5) 地域支援事業	ア. フォーラムの開催 イ. 社会を明るくする運動への参加 ウ. 防犯活動	(A)イ、ウ. 年1～2回 (B) イ、ウ. 近隣、舟入本町ビル1F (C) イ、ウ. 職員2人	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者、近隣住民、ボランティア (E)5人	1,302
(6) 再犯防止プログラムの研究・開発	ア. 社会生活に関する調査 イ. 支援活動とその効果の検証 ウ. 支援活動のプログラム化 エ. 研究成果の外部機関・団体への提供	(A)月1回 (B)ぶらっと広島舟入本町1階作業場 (C)臨床心理士1人 職員1人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E)6人/月	381
(7) 矯正・処遇に関わる支援者への研修会	ア. 研究会の開催 イ. 講演会の開催	(A)ア. 月1回 (B)ア. 島根あさひ社会復帰促進センター「償いプログラム」 (C)ア. 臨床心理士1人	(D) 矯正施設職員 (E)6人/月	381
合 計				22,418

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。